

一般社団法人日本医療経営実践協会 会員規約

第1条（会員）

本規約で会員とは、国民に安全な医療を提供できる基盤を構築するために、医療及び経営の学習と実践、現場感覚を備えた人材の育成、「民」主役の医療の確立、という一般社団法人日本医療経営実践協会（以下「本会」という）の目的及びその事業に賛同し、本規約を承認し、入会を申し込んだ法人又は個人のうち、本会が登録を認めた者をいう。

第2条（会員の種別）

1. 会員は「正会員」と「賛助会員」に区分する。
2. 「正会員」は「法人正会員」及び「個人正会員」の2種とする。「賛助会員」は「法人賛助会員」及び「個人賛助会員」の2種に分類する。

第3条（登録料、会費、特典）

1. 会員は別表に定める登録料、年会費を支払うものとする。
2. 会員は会員種別により、別表に定める特典を受けることができる。

第4条（資格認定登録）

1. 本会の正会員になろうとする者は、「医療経営士3級」以上の資格認定試験に合格していなければならない。ただし、「法人正会員」には「医療経営士3級」以上の資格認定試験合格者の有無は問わない。
2. 本会の正会員になろうとする者は、登録申請書を代表理事に提出し、理事会にて審査承認を受けなければならない。
3. 本会の賛助会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会にて審査承認を受けなければならない。なお、賛助会員は第1条を満たしていれば入会資格を得られる。

第5条（資格の更新）

1. 個人正会員の「医療経営士」資格認定は、原則更新を必要とする。
2. 各資格認定の有効期間、更新の要件、更新手数料等については、別途これを定める。
3. 個人正会員は継続教育の履修が満たされず資格認定の資格更新ができなかった場合は、個人賛助会員への移行又は退会するものとする。

第6条（会員種別の変更）

法人賛助会員及び個人賛助会員は、本会が定める所定の手続きを経て法人正会員及び個人正会員へ会員種別の変更を行うことができる。

第7条（退会）

1. 所定の手続きにより、退会の申し出があったとき会員資格を喪失し退会する。
2. 定款その他の規則に違反したとき、または、本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をしたとき、その他、正当な事由があるとき、理事会の決議により、会員を退会させることができる。
3. 前2項の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。
 - (1) 当該会員の死亡、または解散
 - (2) 第3条第1項の支払い義務を3か月以上履行しなかったとき。
4. 前3項により会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失う。但し、会員がその資格

を喪失しても、本会に既に納入した会費等そのほかの拠出金は、理由の如何を問わず返還しないこととする。

第8条（会員名簿）

1. 本会に会員名簿を備える。
2. 会員が死亡、解散し、退会したものとみなされ、または登録の取り消しを受けるときは、その者を会員名簿から除くものとする。

第9条（会員証の交付及び返還）

1. 本会は、登録した会員に「医療経営士（1級、2級、3級）」の認定証を交付する。
2. 会員が死亡、解散または退会処分を受けたときは認定証を返還しなければならない。

第10条（会員に対する通知等）

会員に対する通知または書面の送達は、次の各号の方法による。

1. 本会のホームページ
2. 会員名簿に記載された会員の住所地

第11条（届出事項の変更）

1. 会員は本会に届け出た法人名及び氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等に変更が生じた場合には、遅滞なく本会に所定の方法により届け出ることとする。
2. 前項の届出がないために本会からの通知、送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなす。但し、前項の変更を行わなかったことに、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

第12条（規約の改定）

本規約の改廃は理事会の決議によって行う。

附 則

1. この会則は平成22年10月1日から施行する。
2. 平成22年11月1日会則の一部改正。
第2条の2 法人正会員を「法人正会員A（医療機関、教育・研究機関等）及び法人正会員B（企業等）の2種」とする。
3. この会則は平成22年11月1日から施行する。
4. この会則は平成23年7月5日から施行する。
 - 一 「医療経営士3級」資格認定試験合格者である会員（「医療経営士3級」）は、「医療経営士2級」資格認定試験に合格した場合、申請手続きを経て上級資格へ移行できる。
 - 二 附則第4項の一の規定による手続きを経た者は、原則、「医療経営士3級」を失効する。
5. 平成23年9月1日会則の一部改正。
附則2項 法人正会員を「法人正会員A（医療機関、教育・研究機関等）及び法人正会員B（企業等）及び法人正会員C（法人団体）」の3種とする。
6. この会則は平成23年9月1日から施行する。
7. この会則は平成24年11月13日から施行する。
 - 一 本会の事務局を日本医療経営実践協会に置く。
 - 二 本会に入会するには、医療経営士各級の資格認定試験に合格して、合格証番号の発行日か

ら6か月以内に所定の入会申請書類を本会に提出しなければならない。

三 正当な理由なく退会した場合、再度、会員になるには新たに入会申請を行い理事会の審査承認を受けなければならない。

四 医療経営士とは本会の医療経営士の名簿に登録し、本会に入会した者をいう。

8. 平成27年4月1日会則の一部改正。

第2条の2 会員種別は「賛助会員」「法人正会員」「個人正会員」「学生会員」の4種に分類する。

9. この会則は平成27年4月1日から施行する。

会員種別	登録料	年会費	特典
賛助会員	無料	対象：医療機関、教育機関等 10万円（1口） 1口につき5名まで利用可	<ul style="list-style-type: none"> ・会員証（5部） ・会報誌『理論と実践』（季刊）（5部） ・月刊『MMSニュース』（5部） ・メールマガジン（担当者あて） ・「医療経営手帳」（5冊） ・推薦図書・雑誌の割引提供（20%） ・セミナー・各種研究会等への参加割引（5名まで） ・会報誌等への広告出稿料割引 ・協会イベント等への出展料割引
	無料	対象：企業 20万円（1口） 1口につき5名まで利用可	
法人正会員 (医療機関・企業・団体等)	①40万円 (資本金3億円以上)	医療経営士登録人数分 × 10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証（カードタイプ・賞状タイプ、登録者分） ・会報誌『理論と実践』（季刊、登録人数分） ・月刊『MMSニュース』（登録人数分） ・メールマガジン ・「医療経営手帳」（登録人数分） ・推薦図書・雑誌の割引提供（20%） ・セミナー・各種研究会等への参加割引 ・会報誌等への広告出稿料割引 ・協会イベント等への出展料割引 ・団体受験時の受験料割引 ・講師派遣、教育支援（実費） ・医療経営コンサルティング（相談無料） ※送付物は本社等一か所へ送付 ※追加登録人数制限なし
	②30万円 (資本金1億円以上3億未 満)		
	③20万円 (資本金1億円未満) ※医療機関（病院）については③を適用		
	④10万円 (資本金5000万円未満) ※医療機関（診療所）については④を適用		
個人正会員	10,000円	10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証（カードタイプ・賞状タイプ） ・会報誌『理論と実践』（季刊） ・月刊『MMSニュース』 ・メールマガジン ・「医療経営手帳」 ・推薦図書・雑誌の割引提供（20%） ・セミナー・各種研究会等への参加割引
学生会員 (専業学生のみ、1年更新)	無料	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証（簡易タイプ） ・会報誌『理論と実践』（季刊） ・月刊『MMSニュース』 ・メールマガジン ・推薦図書・雑誌の割引提供（20%） ・セミナー・各種研究会等への参加割引